

株式会社東京証券取引所等のオプション取引における取引対象
有価証券拡充等に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成20年7月7日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所のオプション取引における取引対象有価証券が拡充されることに伴い、当取引所の関係諸規則について所要の整備を行います。

2. 改正概要

(1) 公開買付期間中及び安定操作期間内における自己買付け

公開買付期間中及び安定操作期間内における自己の計算による対象有価証券の買付け禁止に関する適用除外規定について、REIT指数先物取引及び有価証券オプション取引のヘッジ取引等に係る買付けを含める規定整備を行います。

(備考)
・業務規程第66条及び第67条

(2) 二つの市場にまたがる取引等に関する行為

株式会社東京証券取引所等が株券以外(ETF及びREIT等)の有価証券に係るオプション取引等を開始したことに伴い、株券以外の有価証券に係る現物市場・派生商品市場にまたがる不公正な行為を、取引の信義則に反する行為と規定するなど所要の規定整備を行います。

・取引の信義則に関する規則第4条

(3) その他

所要の改正を行います。

3. 施行日

平成20年7月22日から施行します。

以上